

第百十二号議案

東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の一部を改正する条例
東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和二年東京都条例第五十四号）の
一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行による新型インフルエンザ等
対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。